

令和7年4月1日

各位

一般財団法人新潟県バスケットボール協会
専務理事 本間 修一

スポーツハラスメント根絶とコンプライアンスの徹底について

日頃より当協会の事業に対し、ご理解とご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

標題の件について、社会通念上であり、本協会としても機会あるごとに推進しております。

しかしながら、本協会登録者（指導者・審判員）による不祥事の通報が後を絶ちません。また、「通報窓口」への情報提供および処分を求める訴えが相当数あり、喫緊の重要課題と捉えています。このような中、本協会としては譴責をはじめ、活動停止等の重い懲罰を決定しております。ついては、下記についての十分なご理解と更なる徹底をよろしく申し上げます。

記

1 スポーツハラスメントの種類について

パワハラ、セクハラ、暴力（身体的虐待）、暴言（精神的虐待）、性的虐待、差別的言動 無視・仲間外れ、不適切・不合理な指導など

2 スポーツハラスメントの主な不適切な事例について

髪形を強要、土下座を強要、お前のせいで負けたなど言う、家族を馬鹿にする、嫌なあだ名をつける、容姿を馬鹿にする、必要以上に長時間叱責する、大声で威圧的に叱責する、近くの椅子をける、練習に参加させない、過酷な環境下で長時間練習させる、移籍先のクラブをけなす、ゲーム中に審判への叱責や過度なクレームなど

3 法令遵守違反（モラル・マナーを含む）の事例について

法令・法律違反となる不祥事全般、社会常識におけるモラル・マナー違反、練習や大会等で保護者および来場者に不快感を与える言動、個人情報漏洩、プライバシー侵害、飲酒を原因とする不祥事全般、SNSによる誹謗中傷、知人との金銭の貸し借り、道徳的に許されない男女関係など

4 今後について

本協会の活動等を担う者としての言動には、今後一層の責任と自覚を持ち、標記の徹底を何卒よろしく申し上げます。また、スポーツハラスメント案件については、本協会として厳正に対処してまいります。

5 その他

「通報窓口」：（一財）新潟県バスケットボール協会のホームページ上にあります。

※匿名の情報提供は、社会通念上と同様に調査等致しませんのでご理解をお願いいたします。